

電気・ガス料金高騰対策事業者支援金 申請の手引き

【受付期間】

令和5年11月15日(水)～

令和6年2月19日(月)(消印有効)

※ 上記期間外の消印による申請は無効です。

※ 必要書類が揃っていない場合は受付できません。

※ 予算の範囲内で交付するため、早期に受付を終了する場合があります。

【対象】

下記の基本要件および交付要件のすべてに該当する、市内で事業を営む中小企業者・個人事業主等が対象です。

《交付対象者要件》

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団その他の反社会的勢力及びそれらの構成員と関係がないこと。
- (3) 支援金受給後も事業継続の意思があること。
- (4) 政治及び宗教に関連する事業を営む者でないこと。
- (5) 令和5年の対象月時点から継続して八王子市内で事業を営んでおり、前年同月時点で事業を開始していること。
- (6) 八王子市福祉部または子ども家庭部が令和5年度に実施する電気料金やガス料金の一部を補助する事業者支援の交付対象でないこと。
- (7) 八王子市健康医療部が令和5年度に実施する電気料金やガス料金の一部を補助する事業者支援を受けていないこと。
- (8) 国、都道府県及び区市町村から出資を受けていないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に関連する事業を営む者でないこと。

《交付要件》 ※詳しい確認方法は、7ページをご覧ください。

- (1) 令和5年4月から12月までの市内事業所の電気・ガス料金において、2ヶ月連続で前年同月を上回り、かつ2カ月で合計7万円以上上昇していること。
 - ※ 電気料金またはガス料金単体での申請も可能です。
 - ※ 市外事業所の電気・ガス料金は合算できません。

【支給額】

- (1) 7万円以上 10万円未満の上昇の場合 5万円
- (2) 10万円以上 14万円未満の上昇の場合 7万円
- (3) 14万円以上の上昇の場合 10万円

※1事業者につき1回の支給です。

【提出書類】

名称	説明	法人	個人
1. 交付申請書（原本）	6ページの記入例を参考に記入してください。 ※押印はシャチハタ不可です。	○	○
2. 対象経費算定シート （様式第1号別紙・原本）	7ページの記入例を参考に記入してください。	○	○
3. 登記簿謄本	発行日から3か月以内のものを提出してください。 （コピーの提出可）	○	×
4. 確定申告書（コピー）	令和4年分の青色申告決算書または収支内訳書（白色申告）のコピー ※ 事業所所在地を確認します。 ※ 收受印もしくはe-TAXを通じて申告を行っている場合は「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるものを提出してください。 ※対象施設内に本支援金対象外となるスペースが存在する場合（居宅兼事業所など）は、青色申告決算書または収支内訳書の事業専用割合が記載されているページを必ず提出してください。	×	○
5. 支給要件を満たすことが分かる書類	比較に使用した市内事業所の電気・ガス料金が分かる書類（電気・ガス会社が毎月発行している明細書・検針票、ウェブで確認できる明細ページのスクリーンショット等） ※電気・ガス事業者名、申請者宛ての書類であること、該当物件の住所が記載されているもののみ有効です。 ※A4用紙にコピーをして提出してください。	○	○
6. 振込先口座・口座名義人確認書類	通帳の口座情報が分かる見開き面のコピー、インターネットバンキングの場合は次の情報がわかる画面のコピーなどを提出してください。 【確認項目】金融機関名・金融機関コード、支店名・支店番号、口座種別、口座番号、カナ口座名義人 ※A4用紙にコピーをして提出してください。	○	○
7. 宣誓書（原本）	提出がない場合は、申請を受理できません。 ※ 署名は自筆または押印が必要です。	○	○

※書類準備にあたっての留意事項

- ・ 法人と個人事業主で提出書類が異なります。提出書類の表の「法人」「個人」の欄をご確認の上、ご準備ください。
- ・ 必要書類が揃っていない場合は受付不可となりますのでご注意ください。（申請書のみ提出等）
- ・ 提出書類に不備がある場合、支援金の支払いが遅くなります。不明な点は、3ページのコールセンターまでお問い合わせください。（4ページの「よくある質問」もご参照ください。）

【問い合わせ先】 《電気・ガス料金高騰対策事業者支援金専用コールセンター》

☎ 0120-708-585（午前9時～午後5時、土日祝日・年末年始除く）

- ※ 申請内容の確認のため、この番号から電話連絡をする場合があります。
ご連絡がつかない場合、審査及び支援金の支給ができませんので、この番号からの電話には出
ていただくようお願いします。

【郵送先】 不備・不足がないことをお確かめの上、下記まで**郵送**でご提出ください。

〒102-8787 東京都千代田区九段南4-5-9 麴町郵便局留

八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援 事務処理センター

- ※持ち込みによる申請は受け付けていません。
- ※後日、八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金事務局から申請内容の確認でご連絡をする
場合がありますので、提出書類の控え(コピー)をお取りください。
- ※いかなる理由においても申請に要した費用等について市は負担いたしません。また、提出した書
類は返還いたしませんので、提出書類の控え(コピー)をお取りしたうえで、簡易書留など郵便物の
追跡ができる郵送方法を推奨します。
- ※電気・ガス料金が分かる書類、通帳のコピーは A4 サイズに統一してください。
- ※必要書類が揃っていない場合は受付不可となりますのでご注意ください。(申請書のみの提出等)

【よくある質問】

《申請について》

- 支援金の申請は、事業者単位か、それとも店舗単位で行うのですか？
事業者（法人）単位で申請してください。申請は1事業者1回までです。
- 個人事業主で自宅兼事業所の場合は申請できますか？
自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料金に家事費相当分が含まれる場合は、事業用に使用した経費を按分して算出し、事業用分のみを申請してください。
- 個人事業主で、不動産収入がある場合、支援金の対象となりますか？
この支援金は事業所の電気・ガス料金を対象としており、マンションやアパート等の居住用・事業用賃貸物件は事業所とみなさないため、対象外です。
- 電気料金とガス料金は別の月を対象月にしていいますか？
電気料金とガス料金の対象月は同一とします。
- 電気料金とガス料金のどちらも上昇していないと申請できませんか？
どちらか一方が上昇しており、交付要件を満たしていれば申請可能です。
- 市外に事業所がある場合、合算して申請できますか？
市外の事業所は合算できません。
- 電気やガスの利用明細書が送付されていません。スマートフォンやパソコンも持っていないため確認できません。どうしたらいいですか？
契約している電気会社やガス会社に紙面で利用明細書を送付してもらう方法をお問い合わせください。なお、手数料がかかる場合や発行に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。
- クレジットカードや口座の自動引き落としで使用料金の明細等がありません。どうしたらいいですか？
契約している電気会社やガス会社に利用明細書等を確認する方法をお問い合わせください。なお、手数料がかかる場合や確認に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。
- 申請から支給まで、通常どの程度かかりますか？
申請書類などに不備がない場合は、最短で申請から6週間程度で指定口座への入金を予定しております。なお、交付が決定した方には、交付決定通知書を送付いたします。
- 個人事業主で事業専用割合を用いて事業で使った分の料金を計算する場合、小数点以下はどのように扱えばいいですか？
小数点以下は切り捨てて計算してください。

郵送する前にご確認をお願いします

令和5年11月15日(水)～令和6年2月19日(月)の消印がある郵送申請のみ有効

			チェック欄
1	交付申請書(原本)	記入もれはありませんか。(記入例を参考にしてください) 押印・捨印漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>
2	対象経費算定シート(様式第1号別紙・原本)	記入もれはありませんか。(記入例を参考にしてください)	<input type="checkbox"/>
3	登記簿謄本(コピー可) (法人のみ)	申請書に記入した所在地、法人名等は登記簿謄本と一致していますか。 申請書に記入した法人番号は登記簿謄本と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
4	確定申告書(コピー) (個人事業主のみ)	令和4年分の青色申告決算書または収支内訳書(白色申告)のコピー ※事業所所在地は八王子市内ですか。 ※收受印もしくはe-TAXを通じて申告を行っている場合は「電子申告の日時」と「受付番号」の記載がありますか。	<input type="checkbox"/>
5	支給要件を満たすことが分かる書類	比較に使用した電気・ガス料金分かる書類は揃っていますか。 電気・ガス事業者名、申請者宛ての書類であること、該当物件の住所が記載されていますか。 支払月ではなく、使用月で比較しましたか。	<input type="checkbox"/>
6	振込先口座の通帳のコピー	申請書に記入した振込先口座と一致していますか。 口座名義人は、申請者と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
7	宣誓書(原本)	署名または押印されていますか。	<input type="checkbox"/>
上記1～7の提出書類について、郵送前に控え(コピー)はとりましたか。			<input type="checkbox"/>

チェックが完了しましたら、書類を全て同封のうえ、以下の宛先へ郵送してください。

(キリトリ線の下を切り離すと、封筒に貼る宛名としてお使いいただけます。)

※封筒には切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

※簡易書留など、郵便物の追跡が可能な郵送方法を推奨しています。

※持ち込みによる申請は受け付けていませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類の返却はできません。

※電気・ガス料金分かる書類、通帳のコピーなどはA4用紙に貼り付けるなどして、提出書類をA4サイズに統一してください。

キリトリ線

〒102-8787

東京都千代田区九段南4-5-9 麴町郵便局留

八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援 事務処理センター

押印 ※シャチハタ不可
八王子

八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金交付申請書

記入例

八王子市長 殿

法人:登記簿謄本の所在地
個人事業主:居住地

令和 5年 11月 15日

申請者 所在地 〒191-〇×〇× 八王子市元本郷町〇-〇-〇

個人事業主の場合は記載不要

法人名 (株)はちおうじ

押印 ※シャチハタ不可

役職名 代表取締役

代表者名 八王子 太郎

八王子

八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、記載及びチェックした事項については事実と相違ありません。

1 事業者情報

ハイフンなし・左詰めで記入

日本標準産業分類の中分類番号・業種名を記入(9ページ参照)

法人番号 (法人のみ記入)	1	2	3	4	5	6	7	8	日本標準産業分類の中分類番号・業種名を記入(9ページ参照)	
業種	番号	11		〇〇〇業 ※日本標準産業分類に規定する中分類番号と業種名を記載してください。						
開業年月日	平成25年10月						従業者数	10人		
市内事業所	(申請者の住所と同一の場合は記載不要) 〒191-〇×〇× 八王子市元本郷町△-△-△									
連絡先	所属・担当者名	総務課 八王子次郎				電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
	メールアドレス	(メールアドレス) 〇〇〇@								

申請内容に不備がある場合や、確認の必要がある場合は、コールセンターからご連絡をすることがあります。必ず日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

2 振込先口座

支援金は、以下の口座へ振り込んでください。

振込口座	金融機関名	八王子				銀行 農協 信用金庫 信用組合	支店名				
		金融機関コード	0	0	0	0	支店コード	0	0	0	
	口座種別 (〇で囲む)	1 普通	2 当座	口座番号 (右詰め)		0	0	0	0	0	0
	フリガナ	カ)	ハ	チ	オ	ウ	シ				
口座名義人	株式会社はちおうじ									申請者と同一名義の口座を指定してください。	

※口座名義人は申請者に記載の法人名義と一致する必要があります。

※別途、通帳等の写しを添付してください。

様式第1号別紙（第7条関係）
八王子市電気・ガス料金

電気・ガス料金の明細書・検針票等に「〇月分」と記載されている使用月を記入してください。
※支払月ではありません

シート（1/15 改定版）

①対象月、比較月及び各使用料金を記入してください。

(1)

※令和5年4月～3月までの対象月の電気・ガス料金の明細書・検針票等に記載されている使用料金を記入してください。小数点以下は切り捨ててください。

※令和4年4月～3月までの比較月の電気・ガス料金の明細書・検針票等に記載されている使用料金を記入してください。小数点以下は切り捨ててください。

事業所数、検針台が複数ある場合は合計金額を記入してください。

	A 対象月の使用料金 (R5)		B 比較月の使用料金 (R4)		C 上昇額 (A-B)
電気料金 ⇒		-		=	
ガス料金 ⇒		-		=	

上昇額の合計を記入してください。
①
上昇額で要件を判断するので、上昇額がマイナスの場合は、「0」と記入し、合計額の計算に含めないでください。

(2)

※令和5年4月から12月までの対象月の電気・ガス料金の明細書・検針票等に記載されている使用料金を記入してください。小数点以下は切り捨ててください。

※令和4年4月から12月までの比較月の電気・ガス料金の明細書・検針票等に記載されている使用料金を記入してください。小数点以下は切り捨ててください。

	A 対象月の使用料金 (R5)		B 比較月の使用料金 (R4)		C 上昇額 (A-B)
電気料金 ⇒		-		=	
ガス料金 ⇒		-		=	

上昇額の合計を記入してください。

合計上昇額(①+②) = ≥ 7万円

※対象施設内に本支援金対象外となるスペースが存在する場合(居宅兼事業所など)は、事業専用割合を記載してください。 = %

②対象となる支援金額にチェックを入れてください。

チェック	上昇額	支援金額
<input type="checkbox"/>	7万円以上10万円未満	5万円
<input type="checkbox"/>	10万円以上14万円未満	7万円
<input type="checkbox"/>	14万円以上	10万円

上昇額の合計(①+②)から支給区分を確認し、チェック(✓)を付けてください。

【注意】

- 対象月の記入にあたっては、お知らせ等に記載の「〇月分」としてください。
- 電気料金又はガス料金の支払いが複数ある場合は、対象となる料金を合算して記入してください。
- 電気料金又はガス料金のみでのご申請の場合は、それぞれの欄のみ記入してください。

宣 誓 書

私は、八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金（以下「支援金」）の交付申請にあたり、下記の内容に宣誓します。

記

- 1 八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金交付要綱第3条に規定する「市内事業者」に該当します。
- 2 今後も八王子市内で事業を継続する意思があります。
- 3 支援金の申請に関し、全ての申請要件を満たし、それを証明する書類を提出しています。
- 4 八王子市から報告・立入検査及び必要と認める書類の提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 申請内容及び本宣誓に虚偽などの不正が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- 6 市税の滞納はありません。また、八王子市が本件に基づき市税の課税・納税状況を調査することに同意します。
- 7 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しません。
- 7 申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察、税務署等の行政機関に提供される場合があることに同意します

八王子市長 殿

令和 5年 11月 15日

申請者と同一名で
宣誓してください。

所在地 〒 191-〇×〇×
八王子市元本郷町〇-〇-〇
署 名 法人名 (株)はちおうじ
役職名 代表取締役
代表者名 八王子 太郎

自署の場合は押印不要です。
自署以外の場合は、
実印を押印してください。

印

※自署又は申請者の実印をお願いします。

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
A	農業、林業	I	卸売業、小売業
01	農 業	50	各種商品卸売業
02	林 業	51	繊維・衣服等卸売業
B	漁 業	52	飲食料品卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	55	その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
D	建設業	57	繊維・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
E	製造業	61	無店舗小売業
09	食料品製造業	J	金融業、保険業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・同関連業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
16	化学工業	K	不動産業、物品賃貸業
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
25	はん用機械器具製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	O	教育、学習支援業
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	P	医療、福祉
36	水道業	83	医療業
G	情報通信業	84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	Q	複合サービス事業
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附随サービス業	87	協同組合(他に分類されないもの)
41	映像・音声・文字情報制作業	R	サービス業(他に分類されないもの)
H	運輸業、郵便業	88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業(別掲を除く)
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗 教
48	運輸に附帯するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)	96	外国公務
		S	公務(他に分類されるものを除く)
		97	国家公務
		98	地方公務
		T	分類不能の産業
		99	分類不能の産業